

## 日本臨床神経生理学会賞および日本臨床神経生理学会奨励賞の選考に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下、「当法人」という）の設ける日本臨床神経生理学会賞（以下、「学会賞」という）および日本臨床神経生理学会奨励賞（以下、「奨励賞」という）の選出方法について定める。

(学会賞、奨励賞の対象)

第2条 これまで臨床神経生理学分野で活躍し、本学会の発展に多大な貢献があったと認められる研究者を学会賞の対象とする。

2 選考をおこなう年の3月31日に46歳以上満66歳未満の会員を対象とする。

第3条 本分野の研究の進展に寄与する事が今後期待される若手研究者を奨励賞の対象とする。

2 選考をおこなう年の3月31日に満46歳未満の会員を対象とする。

(学会賞の推薦、奨励賞の応募)

第4条 代議員は、学会賞の選考を行う年の2月1日から3月31日までの間に推薦理由書を添付して候補者を推薦する。

第5条 会員は、奨励賞の選考を行う年の2月1日から3月31日までの間に、自ら応募する。

(学会賞の審査)

第6条 毎年7月までの理事会において、学会賞の審査をおこない、2名を上限とする学会賞を選定する。

2 選定の結果は、社員総会において報告する。

(奨励賞の審査)

第7条 奨励賞の審査は5名で行う。

2 アワード委員会は、選考をおこなう年の4月までに開催される理事会で奨励賞審査員候補者5名を推薦し、理事会の承認を得る。

3 奨励賞審査員は毎年2名を上限として奨励賞受賞者を選定し、7月までの理事会及び社員総会に報告する。

(学会賞、奨励賞の表彰)

第8条 学会賞、奨励賞受賞者は、学術大会開催期間中に記念講演会を行う。

2 日本臨床神経生理学会賞の記念講演を、時実レクチャーあるいは島菌レクチャーと称する。

3。受賞者に対し、学術大会中に表彰式を設け、奨励賞受賞者には副賞（奨励金）を贈呈する。

(学会賞、奨励賞受賞者の資格)

第9条 学会賞、奨励賞の選考時において、受賞者が当法人会員であることを受賞資格とする。

2 下記に該当する場合には、受賞の取り消しや副賞（奨励金）の贈呈を中止することがありう

る。

記念講演会および表彰式に理由なく出席しないとき。

3 日本臨床神経生理学会奨励賞の受賞者が、後に日本臨床神経生理学会賞を受賞することを妨げない。

(改廃)

第10条 本規則は、理事会の過半数による議決を経たのち代議員会の承認を得るものとする。

(附則)

1 この規則は、2017年11月28日より施行する。

2 この規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別途定める。

2023年11月29日改訂（第4条）